府　令

○内閣府令第三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第三項第二号、第十六条及び第三十七条の規定に基づき、及び同法を実施するため、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地域再生計画の記載事項） **第二条**　［略］ ［一～三　略］ 四　法第五条第四項第二号の事項を記載する場合には、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。以下同じ。）の内容及び期間 ［五～二十一　略］ 2　［略］ 3　法第五条第四項第二号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附の金額の目安並びに当該事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法を記載するものとする。 4　［略］ （まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に係る手続） **第十四条**　［略］ 2　認定地方公共団体は、前項の寄附が第三条各号に掲げる要件を満たすように当該事業を適切に実施しなければならない。 3　認定地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が完了したときは、別記様式第三の二の実施報告書に、当該事業の概要を記載した書類を添えて、これらを速やかに内閣総理大臣に提出するものとする。当該事業期間内の各会計年度が終了した場合においても同様とする。	（地域再生計画の記載事項） **第二条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　法第五条第四項第二号の事項を記載する場合には、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。以下同じ。）の内容、期間及び事業費 ［五～二十一　同上］ 2　［同上］ 3　法第五条第四項第二号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附の見込額並びに当該事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法を記載するものとする。 4　［同上］ （まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に係る手続） **第十四条**　［同上］ ［項を加える。］ 2　認定地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が完了したときは、速やかに当該事業の実施状況を内閣総理大臣に報告するものとする。